

# 訪問看護利用料(医療保険)

2024年6月1日

医療保険による訪問は、特別な場合(厚生労働大臣の定める疾病等、特別な管理の加算のある方、医師の特別指示による14日間)を除き、週3回までです。

特別な場合以外で週4回以上の訪問を希望される場合は自費となります。

訪問は、8:30~17:00までを定時として受け賜われます。

1回の訪問時間は、おおむね30分から1時間前後でケアを計画して行います。

基本 利用 料	後期高齢者医療	1割または2割または3割	* 後期高齢者医療証をお持ちの方
	健康保険		
	社会保険本人	.....	3割負担
	社会保険退職者	.....	3割負担
	社会保険家族、国民健康保険	.....	3割負担
	経過措置的の老人医療証	.....	1~3割負担
	公費		
	特定疾患、重度障害、労災、公害、原爆など 公費で支払われる医療証をお持ちの方		
			...各医療証に示される負担割合になります
そ の 他 の 利 用 料	(1)交通費	片道4km未満 片道4km~7km未満 片道7km~10km未満 片道10km以上	250円 400円 600円 1,000円~ * 10km以上1km毎に、100円加算料金となります。
	(2)休日		* 営業日以外の日の訪問看護を行った場合、基本料金に加わります (日曜日・祝祭日・12/30~1/3が対象になります) 3,000円 / 1日あたり
	(3) 時間延長(2時間を超えるサービス)、保険適応にないサービス(散歩、外出など)	.....	30分 4,000円 60分 8,000円
	(4)おむつ、ガーゼ、テープ、処置に必要な衛生材料などは、現物でお返しいただきます		
	(5)死後の処置		10,000円 * 在宅で看取った方の旅立ちのお仕度です

\* 24時間連絡対応、特別な管理等を要する場合には別表の通り料金がかかります。  
確定申告の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。

宙(コスモス) 訪問看護ステーション  
0465-35-0050